

—学校と家庭がいっしょに「こどもの安全安心」を守りましょう—

危機対応マニュアル～家庭での対応～R8. 5. 28 山宮小学校

1 富士宮市にレベル4大雨危険警報・レベル5大雨特別警報、暴風(雪)警報が出された時

- 〈登校前〉 ※NHKの報道を参照
- 6:30の時点で**レベル4大雨危険警報、レベル5大雨特別警報、「暴風警報」**が発令中の場合 → → **自宅待機**
- 12:00(正午)以前に**レベル4大雨危険警報、レベル5大雨特別警報、「暴風警報」**が解除された場合 → → **登校**
- 12:00(正午)の時点で**レベル4大雨危険警報、レベル5大雨特別警報、「暴風警報」**が解除されない場合 → → **休校**
- 〈在校中〉
- 午前中は原則として学校にとどめる。
- 16:00を過ぎても下校できない場合は、一斉メールまたは、電話で迎えを依頼する
- ※その他の警報(大雨・洪水等)でも、地域の状況により登校が危険と判断される場合は、保護者の判断により自宅待機させてください。(学校に連絡をお願いします。)

※北山中学校区に「線状降水帯」が発生した場合は、3校で対応を協議し一斉メールする。

○「大雨警報」発令時は、河川・用水路等の水量が増し、大変危険です。それらに近付かないようご指導ください。

○その他、気象状況により学校が危険と判断した場合は、休校や自宅待機、学校留め置きとなる場合があります。(対応については、メール配信等でお知らせします。)

○6:30の時点で「土砂災害警戒情報に基づく避難指示(レベル4)」が出ている場合は避難を最優先とし、保護者の判断で学校又は避難所に避難してください。

3 学校でケガをした時・病気になった時

- 学校から保護者に連絡が入る。(ケガ・病気の具合を確認する。)
- 医療機関を決める。
- ※救急車対応の時は、搬送先病院を確認する。
- 保険証を持つ。
- 急を要さない場合、保護者は学校へ行く。
- その後、保護者が医療機関へ連れて行く。(①点線)
- 急を要する場合、保護者は医療機関へ行く。
- 学校が医療機関へ搬送する。(②実線)
- (救急車を要請する場合もある。)
- 受診後、結果を学校に報告する。

4 校外学習中にケガをした時・病気になった時

- 学校(担任)から連絡が入る。
- (ケガや病気の具合、状況を確認する。今後の対応について確認する。)
- ※基本的には、**3**の場合と同様
- ※現地が遠距離で、迎えに駆けつけることが難しい場合は、学校と連絡をとり、対応してください。

7 危険動物の出没・校区での事件発生など

※登下校時に危険があると思われる時は、学校より一斉メールまたは電話連絡する。

富士宮警察署 23-0110
北山駐在所 58-1110

富士宮市立山宮小学校
電話 58-1009 FAX 58-7140

2 地震の時



令和元年5月より、南海トラフ沿いで観測される異常な現象を評価して発表される「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始されました。南海トラフ地震臨時情報は、想定震源域内で大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測され、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される情報です。

状況	南海トラフ地震臨時情報				地震発生
	○「調査中」発表時	○「巨大地震警戒」発表時	○「巨大地震注意」発表時	○「調査終了」発表時	震度5強以上
対応	□原則として平常の活動を継続 ・在校時は引き渡し準備	■原則として休校 ・在校時は引き渡し開始します。 ・下校できない児童は留め置きます。 ・在宅時は休校	□原則として平常の活動を継続	□原則として平常の活動に戻る	■原則として休校 ・在校時は引き渡し開始(安全確認後) ・下校できない児童は留め置き ・在宅時は休校
	○状況によって、メールにて保護者にお迎えをお願いすることがあります。				
留意点	《登下校》○地震発生時は、揺れがおさまるまで安全な場所で身を守る。家(学校)に急いで避難する。				
	○登下校時の安全確保のため、ブロック塀等危険な場所を子どもと確認しておいてください。				
留意点	★対応については、県からの情報により変わることがあります。その場合、学校からメール配信等で連絡します。				
	○地震発生後の引き渡しは、  徒歩で引き取りに来てください。来られないときは代理人をお願いしてください。				

5 不審者が出没した時 防犯ブザーの携帯を！

学校へ侵入	登下校時に出没	不審者情報
*安全確保 ※下校が危険な時や子どもに動揺がある時は連絡し、引き渡しを行います。	□大声で助けを求め、近くの家に避難、警察 23-0110へ連絡を依頼する。 (時間、場所、状況) □学校へ連絡する。 ※動揺がおさまってから登校させてください。	*一斉メールまたは、電話で連絡、安全確保の依頼 ※危険がある場合は、一斉下校、引き渡し等の対応を判断し連絡します。

8 感染性疾患の疑いがある時

学校での発症	家庭での発症
*学校から連絡がある。 *学校へ迎えに行く。 *医療機関で受診する。	*発症の疑いがある場合は登校せず、医療機関で受診する。

□診断結果を学校へ報告する。

- *「出席停止通知書」「出席停止解除にかかる証明書」を学校から受け取る。
- *医師から出席停止解除の指示を受けたら、証明書を持って登校する。
- ※インフルエンザの診断を受けた場合(市内の医療機関の場合のみ)
 - *医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」をもらう。
 - *医療機関受診後、学校に受診結果を電話等で連絡する。
 - *自宅で発症日からの「体温記録表」を作成する。
 - *発症後5日かつ解熱後2日経過後、罹患証明書に必要事項を記入し、登校時に提出する。
- ※新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合、検査キットで陽性が確認された場合
 - *医療機関受診後、速やかに学校に状況を報告する。
 - *自宅で発症日からの「体温記録表」を作成する。
 - *発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過したら、第15号様式の4「出席停止解除にかかわる証明書」に必要事項を記入し、登校時に提出する。

6 交通事故の発生した時

- 保護者は現場に急行する。
- *状況に応じて救急車要請・応急処置
- *警察(学校)へ連絡
- *けが人に同行
- ※学校職員による現場確認に協力してください。
(時刻、場所、状況などを学校へ連絡する)



9 富士山噴火警報が発令された場合

- 情報収集に努め、指示に従って避難する。
- * (在校時)状況により、引き渡しまたは避難を行う。
- <噴火前>
- 噴火警戒レベル3の場合 ■原則休校・引き渡し
- 第1次避難対象エリア(山宮1区2町内)の家庭
-  富士根北小へ避難
- 噴火警戒レベル4の場合
- 原則休校・引き渡し中止→避難開始
- 第2次避難対象エリア(山宮1区1・3町内、山宮2区、山宮3区、山宮4区)の家庭
-  第4～6次避難対象エリア及び避難対象エリア外の開設している避難場所へ避難
- <噴火後> ■原則として休校(在校時は屋内退避)
- 第3次避難対象エリアの家庭
-  溶岩流に対して直交方向にある最寄りの避難場所

10 ミサイル発射に伴うJアラートが発令された場合

- 速やかな避難行動
- 正確かつ迅速な情報収集
- メッセージが流れたら落ち着いて、直ちに行動する。
- 屋外にいる場合：できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
- 建物がない場合：物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 屋内にいる場合：窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

11 災害等による長時間の停電が発生している場合

- 原則として休校
- *登校中の場合は、状況により下校、または引き渡しを行う。